

豊後高田市告示第107号

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年11月21日

豊後高田市長 佐々木 敏 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量

次に掲げる豊後高田市施設で使用する電気

2,449,347キロワットアワー

- ① 豊後高田市高田庁舎（豊後高田市是永町39番地3）
- ② 豊後高田市真玉庁舎（豊後高田市中真玉2144番地12）
- ③ 豊後高田市香々地庁舎（豊後高田市見目110番地）
- ④ 豊後高田市消防庁舎（豊後高田市御玉147番地）
- ⑤ 豊後高田市高田市民グラウンド（豊後高田市水崎1096番地）
- ⑥ 豊後高田市真玉市民グラウンド（豊後高田市臼野4315番地2）
- ⑦ 豊後高田市香々地市民グラウンド（豊後高田市香々地6517番地）
- ⑧ 豊後高田市中央公民館（豊後高田市玉津987番地）
- ⑨ 豊後高田市立夢いろ幼稚園（豊後高田市美和1343番地）
- ⑩ 豊後高田市立高田小学校（豊後高田市新地1460番地）
- ⑪ 豊後高田市立桂陽小学校（豊後高田市玉津1053番地）
- ⑫ 豊後高田市立河内小学校（豊後高田市佐野2017番地）
- ⑬ 豊後高田市立真玉小学校（豊後高田市中真玉5809番地）
- ⑭ 豊後高田市立香々地小学校（豊後高田市香々地3546番地）
- ⑮ 豊後高田市立三浦小学校（豊後高田市堅来4455番地）
- ⑯ 豊後高田市立高田中学校（豊後高田市玉津473番地）
- ⑰ 豊後高田市立都甲中学校（戴星学園：豊後高田市松行363番地）

- ⑱ 豊後高田市立真玉中学校（豊後高田市中真玉117番地）
- ⑲ 豊後高田市立香々地中学校（豊後高田市香々地3400番地）
- ⑳ 豊後高田市健康交流センター花いろ（豊後高田市美和1335番地1）
- ㉑ 豊後高田市真玉体育センター（豊後高田市西真玉3331番地）

※①～③の施設の供給電力は100%再生可能エネルギー由来の電力とする。

供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面で提出するものとする。

- (2) 使用期間 令和8年4月1日から1年間
(長期継続契約の方法による。)

- (3) 需要場所 (1)に掲げる施設

2 契約に関する事務を担当する課の名称

豊後高田市総務課 総務法規係

〒879-0692 豊後高田市是永町39番地3

電話 0978-22-3100（内線3104）FAX 0978-22-2725

3 契約条項を示す場所及び日時

本告示と合わせて、令和7年12月28日まで豊後高田市ホームページ上に入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

4 競争入札参加資格及び当該資格を得るための申請方法等

- (1) 競争入札参加

豊後高田市が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者

- (2) 申請の方法

(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して提出すること。

- (3) 競争入札参加資格審査申請書の入手、提出先及び問合せ先
大分県用度管財課内 共同受付センター
〒870-8501 大分市大手町3-1-1
電話 097-506-2968

5 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 入札参加申込書の提出期限までに、競争入札参加資格者名簿（豊後高田市）に登録されている者
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けた者であること。
- (3) 履行開始日から送電をすることが可能な者であること。
- (4) 開札日までに、次の要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、又はこの事業の開札日の前6箇月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者

オ 豊後高田市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成27年豊後高田市告示第4号）に規定する排除措置の対象者

なお、資格要件確認のため、豊後高田警察署に照会する場合があります。

6 入札参加申込書等の提出

（1）提出書類

- ① 入札参加申込書
- ② 競争入札参加資格申請に提出した写し
- ③ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けた者であることを証する書類の写し
- ④ 11（2）を証する業務実績及び当該業務に係る契約書の写し※契約がある場合のみ（契約保証金を確認するため）

（2）提出期限 令和7年12月19日（金）17時まで

（3）提出方法 書面（FAX可）又は電子メールで提出すること。（電子メールの場合は事前に提出先のメールアドレスを確認する必要があります。）

また、到達確認の電話連絡を行うこと。

7 仕様書等の質疑応答

（1）受付期間 令和7年12月5日（金）17時までに到達すること。

（2）受付方法 質問書を書面（FAX可）又は電子メールで提出すること。（電子メールの場合は事前に提出先のメールアドレスを確認する必要があります。）

また、到達確認の電話連絡を行うこと。

（3）質問への回答 入札参加申込書を提出している者に、令和7年12月12日（金）17時までにFAX又は電子メールで回答する。

8 入札方法（郵送入札可）

（１） 提出書類

ア 入札書

イ 電気料金入札金額計算書

（２） 入札書及び電気料金入札金額計算書の記載について

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（従量料金単価）を根拠とし、１年当たりの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総価を入札金額とする。（燃料費調整・市場価格調整・離島ユニバーサルサービス調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札においては加算しない。）

（３） 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（４） 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とする。

（５） 入札書を郵送する場合の提出先及び提出期限

ア 提出先 豊後高田市総務課 総務法規係

〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地 3

イ 提出期限 令和 8 年 1 月 19 日（月）17 時必着

※書留郵便を原則とする。

（６） 立 会 入札者のうち立会い希望者を立ち会わせる。

ただし、希望者がいないときは入札関係事務に関係のない市の職員を立ち会わせるものとする。

9 開札の場所及び日時等

- (1) 開札場所 豊後高田市高田庁舎本館 3 階301会議室
- (2) 日 時 令和 8 年 1 月 20 日 (火) 10時

10 入札保証金に関する事項

免除とする。

11 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 同一の入札について 2 以上の入札をした者のした入札
- (4) 同一の入札について 2 以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 金額の記載がないもの
- (6) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
- (7) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (8) 前各号に定めるもののほか、契約担当者において特に指定

した事項に違反した入札

(9) 入札に関する条件に違反したもの

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書で、豊後高田市契約規則（平成17年豊後高田市規則第44号）第27条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき入札者が2人以上あるとき（同価の入札者があるとき）は、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、豊後高田市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、毎月1日の0時に計量器に記録された値を読み取り、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう）を基に、落札者の定める任意の様式による請求書により、電気料金の支払いを契約書に示す請求書送付先に請求するものとする。